

## ○専修大学校友会年会費等徴収に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学校友会会則（以下「会則」という。）第8条の規定に基づき、校友会入会金（以下「入会金」という。）及び校友会年会費（以下「年会費」という。）並びに校友会年会費予納金（以下「予納金」という。）等の徴収に関し必要な事項を定める。

(会費等)

第2条 会則第5条に規定する会員の会費等は、次によるものとする。

- (1) 入会金は、専修大学等の入学時等、この会に入会する際に納入する自己負担金で、10,000円とする。
- (2) 年会費は、会員としてこの会の会計年度ごとに納入する自己負担金で、3,000円とする。
- (3) 予納金は、準会員が専修大学等の卒業年次に納入する自己負担金で、15,000円（5か年度分の年会費に相当する額）とする。
- (4) その他この会の事業遂行上必要あるときは、代議員会の議決によりその費用等を徴収することがある。

2 前項の会費が納入された場合は、校友会本部は速やかに当該領収証を発行し、それぞれの名簿等を整理しなければならない。

3 すでに納入された入会金、年会費、予納金その他の校友会への納付金は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

(徴収業務の委託)

第3条 会費等の徴収に関する業務及び関係帳票の調製、取扱い等については、専修大学に委託する。

(免除等の特例)

第4条 既に第2条第1項第1号の入会金を納入した者が、編入学、学士入学等により専修大学等に入学した場合は、前条に定める入会金は免除する。

(徴収方法)

第5条 会費の徴収方法については、原則として会長・副会長会の合議により校友会本部が企画する。

(規程の改廃)

第6条 この規程は、会長・副会長会の発議により代議員会において出席者の3分の2以上の同意をもって改廃することができる。

附 則

この規程は、昭和57年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の第 2 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 25 年度以後の入学生が卒業するときについて適用し、平成 24 年度以前の入学生が卒業するときについては、なお従前の例による。